

活動団体の皆様へ

ポイント付与対象活動の拡大等について

日頃から、高齢者いきいき活動ポイント事業の活動団体としてご協力いただき、誠にありがとうございます。**令和6年9月1日から**、ポイント付与の対象となる活動の拡大等を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

※行き違いにより、旧代表者様に届いている場合には、大変申し訳ありませんが、新代表者様にこの郵便物一式をお渡しいただきますようお願いいたします。

【対象活動の拡大等について】

対象活動	 <p>対象拡大</p> <p>地域団体の (町内会・LMOなど) 運営活動 (役員会議など)</p> <p>付与ポイント 2ポイント ※活動内容の分類は「D」</p>	 <p>ポイントUP その1</p> <p>自主防災会 による 災害発生時の活動 (避難所開設など)</p> <p>付与ポイント 4ポイント ※活動内容の分類は「H」</p>	 <p>ポイントUP その2</p> <p>こども食堂</p> <p>こどもの 居場所づくりに 関する活動 (こども食堂・学習支援など)</p> <p>付与ポイント 4ポイント ※活動内容の分類は「E」</p>	
	9月からのポイント数	2ポイント	4ポイント	4ポイント
	8月末までのポイント数	0ポイント	2ポイント	2ポイント

【ポイント付与について】

地域団体の運営活動(役員会議等)でポイントを付与するためには**活動内容「D」**の登録が必要です。登録がない場合は、**活動団体登録内容変更届出書**をご提出ください。

自主防災会による災害発生時の活動、**子どもの居場所づくりに関する活動**について、すでに活動内容の登録がある(2ポイントを付与している)場合、変更の必要はありません。9月以降の活動について4ポイントを付与してください。

今回の対象拡大等に関する特設ページはこちら
(活動団体登録内容変更届出書もこちら) ▶▶



広島市ホームページ

🔍 390278

広島市 高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター

お気軽に
お問い合わせ
ください

電話 (082)512-0290

受付時間/午前8:30~午後5:15
(土・日・祝日、8月6日、年末年始は除く)

お電話でのお問合せ
が難しい場合は

FAX (082)504-2136

メール korei@city.hiroshima.lg.jp

裏面もご覧ください

○よくあるご質問○

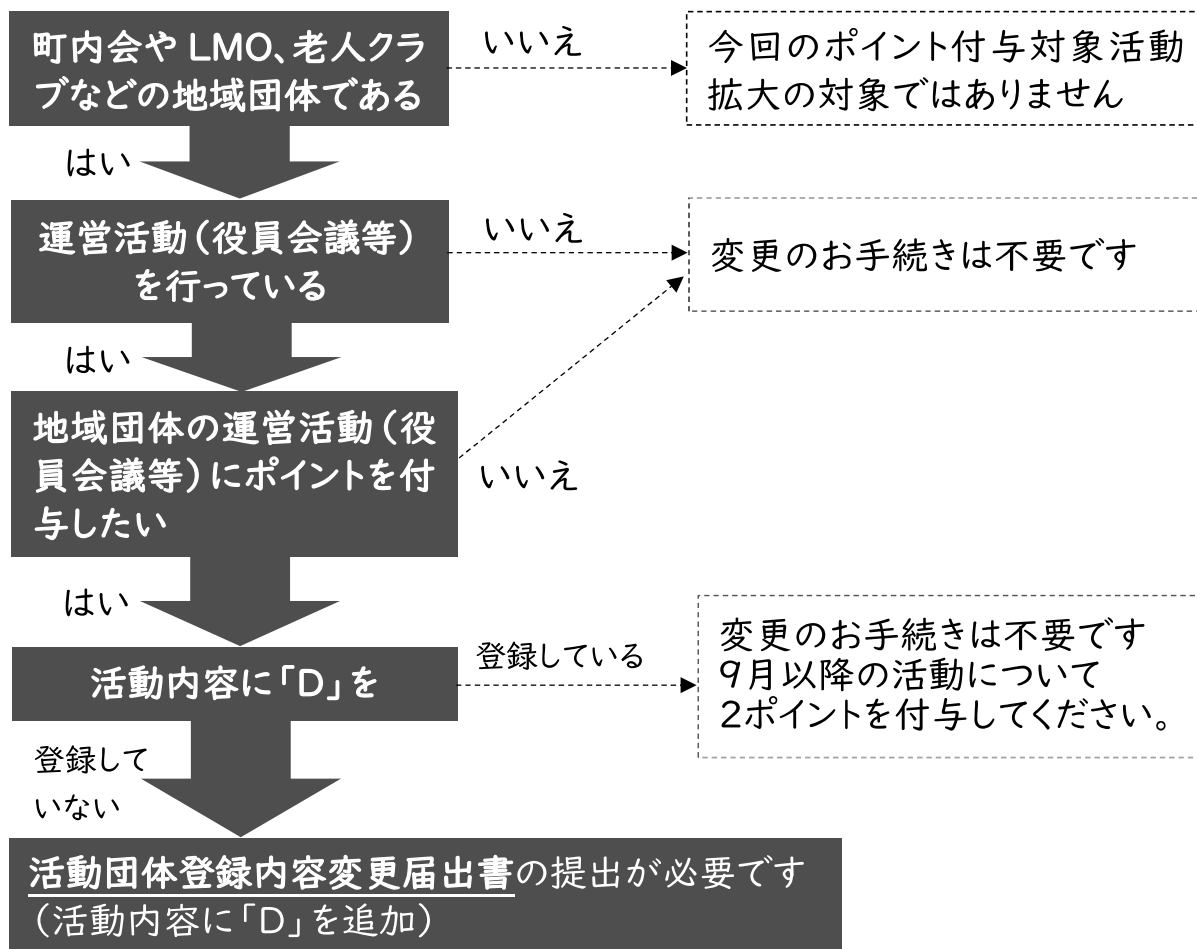
Q1 今回の対象拡大となる地域団体はどういった団体なのですか？

A1 対象となるのは、町内会や LMO、老人クラブなどの地域住民を主な構成員とした団体です。

Q2 地域団体の運営活動（役員会議等）に参加した高齢者にポイントを付与するにはどうしたらいいですか？

A2 以下のフローチャートを参考に、登録内容変更の手続きを行ってください。

【フローチャート】



※活動団体登録内容変更届出書は、各区福祉課又は高齢福祉課の窓口、メール、FAX、郵送で提出することができます。

Q3 登録されている代表者や活動内容の分類などは、どこで教えてもらえますか？

A3 現在登録されている代表者や活動内容の分類等の内容は、ポイント事業のホームページやコールセンターやご確認いただけます。

【ポイント事業ホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ikiiki/>

